

第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

1. 少子化対策の推進

1. 保育サービスの充実
2. 子育て環境の充実
3. 多様な子育て支援の充実
4. 出会いの場の創出

2. 健康づくりの推進

1. 母親の保健対策
2. 乳幼児の保健対策
3. 予防事業の推進
4. 多様な保健事業の推進
5. 食育の推進
6. 生活習慣病予防の充実
7. がん対策事業の充実

3. 地域医療の充実

1. 医療施設関係機関相互の強化
2. 救急医療体制の充実強化
3. 信頼できる医療の確保

4. 地域福祉の充実

1. 地域ケアシステムの充実
2. 地域啓発活動の推進
3. 低所得者世帯への支援
4. ひとり親家庭への支援

5. 高齢者福祉の充実

1. 生きがいづくりの推進
2. 高齢者福祉サービス事業の充実
3. 介護予防・地域包括ケアの推進
4. 介護サービスの充実

6. 障がい者福祉の充実

1. 地域における障がい者の就労支援
2. 生活支援の充実
3. 相談支援体制の充実と強化
4. 助成制度の充実

7. 社会保障の充実

1. 国民健康保険事業の安定運営
2. 特定健康診査と疾病予防
3. 介護保険制度の適正な運用
4. 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進
5. 国民年金制度の周知

1 少子化対策の推進

基本方針

地域において安心して子どもを産み育てることができる社会を目指し、市民のライフスタイルに即した保育サービスや、地域ぐるみの子育て環境の充実を推進します。また、児童虐待への対応、出会いの場の創出など、子育て支援と一体となった少子化対策を積極的に推進します。

現況と課題

国の合計特殊出生率は低下の一途をたどっており、昭和49年には現在の人口維持に必要な「2.08」を下回り、平成17年には、「1.26」にまで低下しています。平成22年に「1.39」に回復したものの、人口を維持するまでの回復には至っていません。

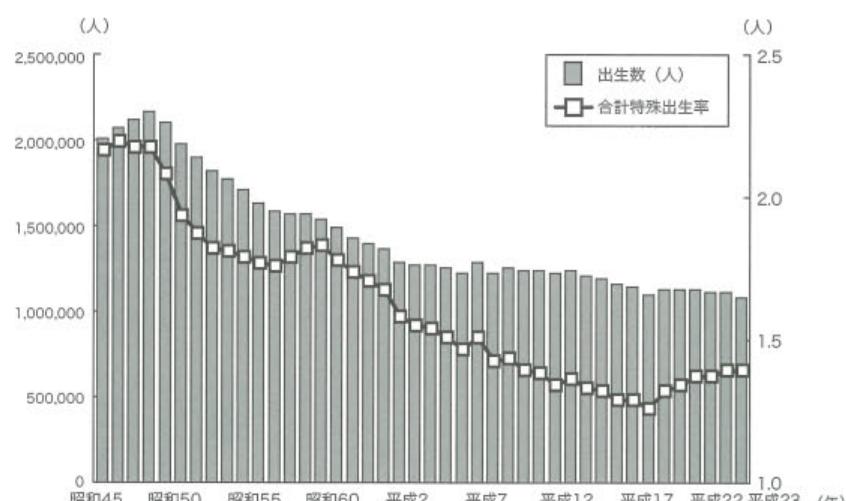
これら少子化の要因としては「晩婚化・未婚化の進展」「夫婦の出生力の低下」が指摘されており、その背景として結婚や出産に対する価値観の変化、子育ての負担感の増大、また、仕事と子育てが両立できる環境整備の遅れなどが挙げられています。

少子化は、社会保障負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティにおける活力低下などの経済的影響のほか、子どものコミュニケーション能力の減退や社会性の未発達・自立への影響などをもたらすとされており、大きな社会問題となっています。

このような状況を受けて、本市においても子育て支援の充実を図ってきましたが、今後は子育て支援だけでなく、産業振興による雇用の創出や新たな開発に伴う流入人口の確保などについても検討していく必要があります。さらに、国では、幼稚園と保育所が一体化した「認定こども園*」を核とした『子ども・子育て新システム』を進めており、今後、これらの仕組みの拡充等を検討していることから、国・県の動向を的確に見極めながら、本市の幼児教育を進めていかなくてはなりません。

また、出会いの機会を求めている同世代の独身者に対する結婚対策も重要な課題となっています。

【出生数及び合計特殊出生率の年次推移】



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部（平成24年(2012)人口動態統計の年間推計）
注：昭和47年以前は沖縄県を含まない。平成23年までの確定値を掲載した。

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■保育所待機児童数 民間保育施設新設を含め既存施設の増設・認可定員増などにより、児童数枠の拡充を図り、待機児童ゼロを目指す。	25人	0人
■子育て応援企業登録数 本市の企業において、男女が子育てしやすい職場環境を実現していくため、子育て応援企業の登録社数の拡大を目指す。	56社	75社
■放課後児童クラブ実施箇所数（公営・民営） 放課後子どもプランに基づき、子どもの居場所づくりに向け、各小学校校区に1カ所以上の放課後児童クラブの実施を目指す。	16カ所	17カ所
■「市結婚相談員」による成婚組数 市民組織と連携を図り、「市結婚相談員」の紹介などによる市民の成婚組数の増加を目指す。	3組	10組

個別施策

1. 保育サービスの充実《4101》

- ①保育所については、民間保育補助を活用した民間での新規開所や既存保育園の増改修などにより、待機児童の解消を図ります。
- ②子育て世代が仕事と生活を両立でき、安心して子育てができるよう、親の就労実態に対応した延長保育、児童を預かる一時保育や特定保育、休日保育、障がい*児保育など、保育サービスの充実に努めます。
- ③同一世帯で幼稚園・保育所等を利用している就学前児童の多子世帯の第2子以降の保育料の補助など、国や県の動向や制度を把握しながら、子育て家庭への支援に努めます。

2. 子育て環境の充実《4102》

- ①「市次世代育成支援地域行動計画」の総合的かつ効果的な推進を図るため、実施状況の評価による進行管理と状況に応じた計画の適宜見直しを行います。
- ②「子育て応援企業の登録制度」の推進を図り、仕事と子育ての両立支援や子育て支援を実施する企業、事業所の取組みを支援するとともに、その活動を広く市民に周知します。
- ③子育て広場など地域における子育て支援の拠点を設置し、きめ細かなサービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- ④福祉と教育の連携のもと、家庭の環境に応じた子どもの居場所づくりのため、放課後子どもプラン*に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室*の充実を図ります。
- ⑤国や県の動向や制度改正などを把握しながら、保育園と幼稚園を一体化した「認定こども園*」への移行やそれに伴う制度の拡充などの動向を見極めながら、地域の実情に応じた良質かつ適切な子ども・子育て支援の提供を図ります。



第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

3. 多様な子育て支援の充実《4103》

- ①子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当などの各種サービス提供体制の拡充を図るとともに、国の動向を把握しながら、総合的にとらえた子育て支援を行います。
- ②子育て支援のネットワークづくりのため、子育てに関する様々な悩みや相談ができる体制や子育てる親同士のつながりをサポートする体制の整備に努めます。
- ③誰もが希望に応じて不妊治療を受けられる環境の整備と支援に努めます。
- ④関係機関で構成される「市要保護児童対策地域協議会」において児童虐待についての情報を共有し、援助方法や施策を検討するとともに、発生予防、早期発見、早期対応など総合的な対応ができるよう努めます。



4. 出会いの場の創出《4104》

- ①「市結婚相談員」及び「連絡協議会」の活動を支援するとともに、石岡地方結婚相談所との連携を強化します。
- ②市民組織等と連携を図りながら結婚対策事業（出会いの場の創出、イベント実施など）を実施するなど、若年定住者の確保につながる機会の創出を図ります。



2 健康づくりの推進

基本方針

子どもの健やかな心身の育ちと、安心して子育てができるよう、きめ細かな母子保健の充実を図ります。また、市民の誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、ライフステージに合わせた健康づくり事業の充実に努めるとともに、健康維持・増進・健康管理を目的とした保健サービスの充実を図ります。

現況と課題

近年、育児不安やストレスの増大、近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立など、子育てに関する親力・家庭力の低下や、児童虐待などの子どもの成長に関する様々な社会問題が発生しています。また、晩婚化に伴い「高齢出産」や「不妊治療」が増加傾向にあり、そのリスクとして、低出生体重児の出生率が高くなるといわれています。

母子保健においては、妊娠出産に関する知識の普及やメンタル面の支援体制を強化するとともに、子どもの健やかな成長を支援するための各種教室・相談の充実を図る必要があります。また、安心して子育てができるよう訪問活動の充実に努めるとともに、疾病の有無や虐待の状況の把握とそれらの対応及び支援等（予防・早期発見・早期治療）を目的とした、乳幼児健診の更なる充実と受診率の向上を図る必要があります。

健康づくりにおいては、健康増進法の制定を受け、国においても「健康日本 21^{*}（第2次）」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防、乳幼児から高齢期までの、それぞれのライフステージにおける心身機能の維持・向上、生活習慣病予防・心の健康づくり等の取組みが進められておりますが、高齢化が進む中、がん、脳卒中、心疾患・糖尿病等生活習慣病の増加や、要介護者の増加などに伴う医療費の増大などが、社会問題になっています。

本市においても、肥満・高血糖者の割合は高く、生活習慣病が年々増加しており、脳血管疾患、心臓病などの循環器疾患による死者数は全国に比べ高い状況にあります。そこで平成21年度に作成した「市健康増進計画」及び「市食育推進計画」に基づき、生活習慣病予防のための各種健診の推進、健診後の健康管理の充実、こころの健康づくりの支援強化、食育の積極的な展開等を図り、市民の健康づくりを推進していく必要があります。

第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■乳児家庭への訪問率 産婦の育児支援と乳児の健全な育成環境を図るため、生後4ヵ月までの市内で誕生した乳児家庭への訪問率の向上を目指す。	88.2%	95%
■1歳6ヵ月児健康診査受診率 乳幼児の健康保持と増進を図るため、すべての乳幼児健診の受診率向上を目指す。	91.3%	92%
■3歳児健康診査受診率 乳幼児の健康保持と増進を図るため、すべての乳幼児健診の受診率向上を目指す。	89.4%	90%

個別施策

1. 母親の保健対策《4201》

- ①母体や胎児の健康確保と妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減を図るために、妊婦健康診査の公費負担の充実に努めます。
- ②母子訪問指導として生後4ヵ月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康管理をはじめ、様々な不安や悩みを聞くなど、子育てに関する支援や情報提供を行います。さらに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、子育てアドバイザー等と連携しながら助言指導を行い、育児不安等の解消を図ります。
- ③保健センターを拠点として、親同士の仲間づくり、育児支援等情報交換の場として育児相談や各種教室の充実を図り、妊娠期から乳幼児期の健康づくりを推進します。
- ④思春期の生徒が乳児とふれあう機会を提供することにより、命の尊さ、人を思いやる心や母性・父性を育みます。また、乳児を持つ保護者から育児について話を聞くなど、育児の喜びや大変さを学び取る機会を創出します。

2. 乳幼児の保健対策《4202》

- ①発育発達の確認や疾病障がい*等の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児の健康管理及び育児不安の解消を図り、受診率の向上に努めます。
- ②乳児健診から就学前までの健診・教室等において、う歯予防に関する保健指導を子どもの成長に合わせて経年的に実施し、正しい歯科知識の普及に努め、う歯罹患率減少を目指します。
- ③軽度発達障がい*対策としては、健診フォロー教室の充実を図るとともに、障がい*児の早期発見・早期対応と支援ネットワークの構築により、適切な相談・助言に努め、良好な支援ができるよう環境を整えます。

3. 予防事業の推進《4203》

- ①「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成に努めながら、健康増進施設の整備やヘルスロード*の活用など、市民の自主的な体力づくりや健康増進の取組を支援する環境づくりを進めます。
- ②一次予防（健康増進・疾病予防）の強化を図るため、「市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、事業の推進と評価を行いながら、実施・支援体制の充実に努めます。
- ③正しい食生活と運動の普及、禁煙希望者への支援など、市民がいつまでも健康に暮らしていくための様々な普及・啓発活動や保健指導を行います。



重点
3

- ④感染症に関する正しい知識の普及と乳幼児や高齢者など、年齢層に応じた予防接種の実施及び予防接種率の向上に努め、感染症の予防及びまん延防止を図り、公衆衛生の向上を図ります。

4. 多様な保健事業の推進《4204》

- ①精神保健については、心の健康相談、心のデイケア、訪問事業の拡充を図るとともに、「障害者自立支援法」に基づき、精神障がい*に対する偏見のない社会形成を推進するため、心の健康づくり、心のバリアフリー化の教育・啓発の推進を図り、疾病に対する理解を深めます。

5. 食育の推進《4205》

- ①「健康日本21*（第2次）」、「健康いばらき21プラン*」の普及と事業の推進を図ります。
②市民の誰もが食を通じて心身ともに豊かな生活を実践できるよう、「市食育推進計画」を推進していきます。
③食育や健康づくりを推進する食生活改善推進員の育成や活動の推進を図ります。

6. 生活習慣病予防の充実《4206》

- ①循環器疾患の早期発見、早期治療につなげるために、脳卒中・心筋梗塞などの初期症状について正しい知識を普及し、重症化・再発防止に努めます。
②健康な生活習慣を確立するため、成人期の健診体制の充実を図り、疾病の予防のための保健指導対策を講じます。
③8020・6424運動*を推進していくため、40～60歳での節目歯科相談を実施し、歯周疾患対策の充実を図ります。

7. がん対策事業の充実《4207》

- ①がんの予防・早期発見の推進のため、検診機会の拡充、検診の質の向上を図り、効果的な検診の普及及び検診受診率の向上を図ります。
②がん検診受診後のフォローアップとして、要精密検査者の状況把握と医療機関への受診勧奨を行うなど、早期受診・早期治療につなげていくための保健指導の充実に努めます。



3 地域医療の充実

基本方針

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしを送れる信頼の医療を確保するため、市民の視点に立った医療を目指します。また、公的病院としての役割を適切に果たしていくことによって地域医療の充実に努めるとともに、救急医療体制を確保してまいります。

現況と課題

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制が整えられ、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

とりわけ本市では、市民の身近な医療機関として市立の病院と診療所を運営し、より地域に密着した医療の提供に努めてきました。しかし、急速な少子高齢化の進行や人口減少時代を迎えたことに加え、医療制度改革の遂行によって、全国の公立病院は存続そのものが危ぶまれる厳しい状況に置かれています。本市の病院も例外ではなく、直面するこれらの課題に対応するためには、運営形態の転換が必要との観点に立ち、平成20年4月より指定管理者制度の導入に至り、名称を「小美玉市医療センター」に改め、市民のニーズや時代に沿った医療サービスの提供に努めるとともに、地域の特性と民間の経営資源の活用による医療提供体制の充実を図ってまいりました。

市医療センターは、平成25年3月末で現行指定管理者の指定期間が終了するため、平成25年4月からは新たな指定管理者へ円滑に運営を引き継ぐこととなっています。引き続き、貴重な医療施設の効果的な活用を図っていくことが重要です。市民の安心な暮らしを担うとともに地域医療の充実を目指していくため、指定管理者との協働による体制の構築が不可欠となっています。

また、市医療センターにおいては老朽化した施設が存在し、病院施設の効果的な運用については、将来的な展望にたった活用方法等について新指定管理者と調整を図っていく必要があります。

白河診療所については、長い間の懸案事項であった医師の高齢化が解消され、若返りにより、地域密着型の医療施設として引き続き診療の充実を図ることが求められています。

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■医療施設・救急医療体制の満足度 関係機関と連携を図り、医療施設・救急医療体制に対する市民の満足度の向上を目指す。	12.1%	50%
■市医療センターの患者数 現行の診療科目を基本に、地域の医療需要に応じた診療科目的適切な配置により、受け入れ可能な患者数の増加を目指す。	200人	250人

個別施策

1. 医療施設関係機関相互の強化《4301》

重点
3

- ①市医療センターにおいては、市内及び近隣市町における医療機関との連携を図り、急性期から慢性期までに至る地域医療の充実につなげます。
- ②地域の特性を的確にとらえ、その特性を生かした市医療センターの医療体制の構築に努めます。
- ③市医療センターの施設整備及び医療機器の充実に努め、安定した医療を継続的に提供します。

2. 救急医療体制の充実強化《4302》

重点
3

- ①休日・夜間の救急医療体制の充実に努めるとともに、地元医療機関とのネットワーク化を図ります。また、災害発生時や市民の健康危機発生時の際の医療受入れにも努めます。
- ②市医療センターは、他の医療機関との相互の連携を図るとともに、救急における的確かつ迅速な医療提供体制を構築します。
- ③市医療センターのホームページなどの活用により、休日や祝日及び夜間における救急医療情報の周知に努めます。

3. 信頼できる医療の確保《4303》

重点
3

- ①信頼できる医療を確保していくため、市医療センターの運営について、市民からの要望や意見などを確認するための体制整備を行うなど、市民の意向を尊重した運営体制を目指します。
- ②市民が安心して医療を受けることができるよう、市医療センターに関する情報の発信に努めるとともに、医療従事者の資質の向上や医療安全対策の充実、また、カルテの開示など医療の透明性を高め、患者にわかりやすい医療の提供に努めます。

4 地域福祉の充実

基本方針

地域住民を中心に自助・共助のバランスがとれた地域福祉の実現を目指し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進します。

現況と課題

本格的な高齢社会が到来し、介護を必要とする高齢者が年々増加している中、一人暮らし高齢者の増加、介護する家族の高齢化や女性の社会進出などに伴う介護力の低下により、家族による介護は次第に困難な状況になってきました。

このような状況に対応するため、本市では在宅の介護や生活支援を必要とする市民に対して、一人ひとりに最も適するような保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みとして、地域ケアシステム*を推進してきました。

平成12年度に高齢者に対するサービスとして介護保険制度が導入され、平成18年度には障がい*者に対するサービスとして障害者自立支援法が施行されました。高齢者や障がい*者が地域の中でいきいきと暮らしていくためには、地域ぐるみの温かみのある福祉コミュニティは必要不可欠なものです。

現在は、近隣市町の施設・病院・介護保険事業所とのネットワークを図りながら、より質の高い在宅ケアサービスを提供していくことを目的として、「地域ケア実務者会議」を開催していますが、サービス範囲が広域になったことなどから、効率的な会議の運営方法についての検討が求められています。また、平成18年度から稼働している「地域包括支援センター*」との整合を図っていくことが重要であり、さらには、地域における高齢者・障がい*者などに対する理解度を高めるための啓発活動を進めていく必要があります。

本市における低所得者世帯の状況は、平成24年3月末現在で、被保護世帯が315世帯、被保護人員396人、保護率7.5‰（パーセント）となっています。保護の状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯及び傷病者世帯の割合が高くなっていますが、近年は稼働年齢世帯であるその他世帯の増加がみられます。今後は、ケースワーカー*による訪問指導などの充実を図るとともに、関係機関などとの連携を一層強化し、個々の世帯の状況に即した対応を継続的に進めていくことが必要です。

一方では、離婚件数が増加傾向にあり、ひとり親家庭が増え続けています。ひとり親家庭は、経済的に不安定な場合が多く、きめ細かな支援を必要としています。

■低所得者世帯の状況

	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (世帯)	保護率 (%)	高齢者世帯数 (世帯)	世帯類型別被保護世帯数(世帯)			その他の世帯 (世帯)
					母子世帯	傷病者世帯	障がい者世帯	
平成18年度	228	288	5.4	90	6	84	23	25
平成19年度	228	289	5.4	103	7	76	26	16
平成20年度	208	265	5.0	99	5	65	24	15
平成21年度	247	313	5.9	115	7	80	27	18
平成22年度	265	336	6.4	121	9	82	27	26
平成23年度	302	381	7.2	138	8	85	27	44
平成24年度	315	396	7.5	149	8	90	33	35

※各年4月1日現在 資料：社会福祉課

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■地域介護ヘルパー取得者数 高齢社会が進む中で、地域介護ヘルパー取得者を増やし、福祉、介護に対する認識・知識等を高め、地域全体の福祉の向上を目指す。	565人	850人
■母子自立支援員数 ひとり親世帯の増加などに伴い、母子家庭に対する相談体制を充実させるため、母子自立支援員の増員を目指す。	1人	2人

個別施策

1. 地域ケアシステム*の充実《4401》

重点
3

- ①「市地域福祉計画」に基づき、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- ②在宅の要援護者*に対して、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、「在宅ケアチーム」を編成し、地域社会全体で取り組む地域ケアシステム*を推進します。
- ③「地域ケア実務者会議」において民生委員・児童委員や関係機関と情報交換のできるネットワークを構築し、適正なサービス提供に努めます。
- ④災害時に助けを必要とする要援護者*について、民生委員などと連携しながら、対象者を把握し、その保護体制の確立を図ります。

重点
3

2. 地域啓発活動の推進《4402》

重点
1

- ①福祉サービスに対する偏見や世間体を気にする風潮を排し、必要な福祉サービスを受けられるよう、「心のバリアフリー」など地域社会の理解を深め、地域の人々の福祉意識の高揚に努めます。
- ②近隣の人々やボランティアの参加協力を得るため、必要に応じて座談会や広報活動を展開します。
- ③安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進するため、パンフレットの発行、地域介護ヘルパー取得運動の実施と活動、福祉講演会の開催など啓発活動を実践します。

重点
1

3. 低所得者世帯への支援《4403》

- ①被保護世帯の実態に応じた処遇方針に基づき、ケースワーカー*による計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正実施に努めます。
- ②関係機関との連携により就労指導の徹底を図るとともに、生活困窮者に対する相談・指導体制の充実に努め、被保護者の自立に向けた支援を行います。

第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

4. ひとり親家庭への支援 《4404》

- ①民生委員・児童委員や関係機関協力のもと、子育てや就労などひとり親家庭の抱える諸問題の解決に向けて、有効に対処できるよう相談機能の充実を図ります。
- ②ひとり親家庭に対して、生活基盤の安定を図るため、母子自立支援員の配置などに努めます。
- ③ひとり親家庭の自立の促進と福祉の向上を図るため、各種援護制度の周知・活用を図るとともに、援護の充実と子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。



5 高齢者福祉の充実

基本方針

市高齢者福祉計画等に基づき、高齢者が自立して、いきいきと暮らすことができるよう、介護予防の視点による高齢者福祉サービスを図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

現況と課題

本市の人口 52,516 人に対し、65 歳以上は 12,018 人で、高齢化率は 22.6% の「超高齢社会」なっています。（平成 24 年 10 月 1 日現在）

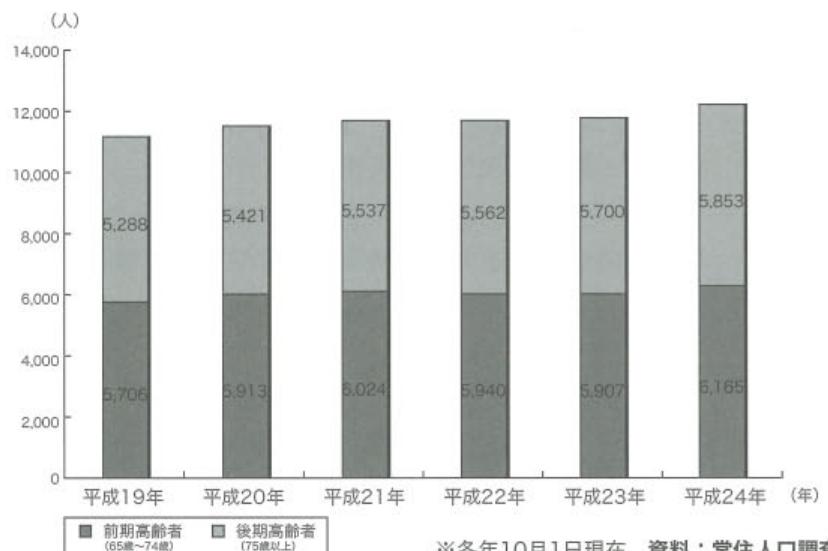
特に、後期高齢者（75 歳以上）の増加傾向が顕著になっており、介護サービスを必要とする高齢者がますます増加することが予想されます。今後は、地域包括支援センター*との連携により、高齢者などが可能な限り地域で自立した生活が送れるよう支援するとともに、介護予防事業並びに包括的支援事業を進めることが重要です。

また、65 歳以上の高齢者の中に、団塊の世代が含まれるようになり、今後、さらに多くの高齢者が地域で過ごすこととなり、健康でいきいきとした生活ができるだけ維持できるよう、介護予防事業の充実・推進が喫緊の課題となっています。

さらに、高齢者人口の増加に伴い、「高齢者世帯」や「高齢者の単身世帯」などの要援護世帯の増加が見込まれるため、高齢者福祉のサービスと介護保険サービス双方の充実と質的向上を図っていかなければなりません。特に、住み慣れた地域で、より充実した介護サービスを受けるための地域密着型サービス*の整備を図っていく必要があります。平成 24 年度には「小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センター*小川が設置（小川・美野里・玉里の 3 圏域に 1 カ所づつ）され、今後、地域包括支援センター*活動の充実を図るために、計画的に早い時期から専門的職員を確保する必要があります。

さらには、核家族化の進行に伴い地域での見守りがますます重要性を増していることから、地域住民はもとより健康な高齢者自身が地域福祉の担い手としての役割を持つことにより、地域で要援護者*を支えていくセーフティネット*を構築していくことが重要です。

【高齢者人口の推移】



※各年10月1日現在 資料：常住人口調査

第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■地域密着型サービス*事業所数 市高齢者福祉計画等に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所などの整備を目指す。	11事業所	12事業所

個別施策

1. 生きがいづくりの推進《4501》

①高齢者が介護を必要とする状態に陥らずに、健康でいきいきとした生活を続けることができるよう、行政をはじめとする保健、医療、福祉などの関係機関と相互に連携し、個性を生かした生涯学習活動や地域とふれあうボランティア、経験や技能を活用した就労など様々な社会参加を支援します。

2. 高齢者福祉サービス事業の充実《4502》



重点
3

①高齢者ができるだけ長く健康に暮らせるよう健康づくりへの取組みを強化するとともに、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、緊急通報システム装置*の設置や配食サービスなどの高齢者福祉サービス事業の充実に努めます。



重点
3

②買い物や通院など、高齢者の日常における移動手段を支援するため、高齢者外出支援制度の拡充を図ります。

3. 介護予防・地域包括ケアの推進《4503》

①高齢者が身近で気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センター*の充実を図り、権利擁護や介護予防支援を行うなど、個人や地域の状況に応じた適切なサービスの拡充に努めます。

②介護予防知識の普及・啓発に努めるとともに、要介護・要支援状態にならないよう一人ひとりの状況に応じた介護予防対策を推進します。

4. 介護サービスの充実《4504》

①在宅の生活を支えるために重要な居宅サービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスを適正かつ安全に受けることができるよう努めます。

②要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス*事業所を整備し、事業所の適正な選定及びきめ細やかな指導・監査に取り組みます。

③ニーズの高い施設サービスを円滑に受けることができるよう、介護支援専門員などの連携を強化し、施設の内容や空き情報などの情報提供に努めます。

6 障がい者福祉の充実

基本方針

障がい^{*}のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、互いに支え合いながら、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション^{*}」の理念に基づき、障がい^{*}のある人の社会参加の機会の確保や地域社会における共生を図るために、社会的障壁の除去につながるよう障がい^{*}者福祉の充実を図ります。

また、障がい^{*}のある人が家庭や地域の中で自立した日常生活・社会生活が送れるよう、障がい^{*}のある人の本意に沿ったサービス等の提供体制を確立します。

現況と課題

今日、ノーマライゼーション^{*}の理念のもと、障がい^{*}のある人もない人も、地域の中で共に暮らし、生活できる社会の形成が求められています。平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、障がい^{*}者福祉施策のあり方そのものが見直され、これまで障がい^{*}種別によって、制度、実施主体が異なっていた施策の「一元化」や利用者本位のサービス体系に再編されるとともに、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の充実が図られてきました。しかし、利用したサービスに応じてかかる応益負担による利用者負担の増加や発達障がい^{*}、高次脳機能障がい^{*}、難病など、制度の狭間に対する支援体制の整備が課題となっています。こうしたことから、現在、国においては「障害者自立支援法」に変わる新法「障害者総合支援法」に基づく制度の見直しが進められており、その動向を注視していく必要があります。

一方、本市としては、「市障がい^{*}福祉計画」に基づく障がい^{*}福祉サービスの提供や地域生活支援事業の充実をはじめ、助成事業（難病患者福祉見舞金支給制度、障がい^{*}者手帳等診断書料助成事業等）の充実など、障がい^{*}者福祉向上のための施策を推進してきました。本市の障がい^{*}者及び障がい^{*}児の状況としては、平成23年度末現在で身体障がい^{*}者手帳交付者数1,471人、療育手帳（知的障がい^{*}）交付者数333人、精神保健福祉手帳交付者数181人となっており、障がい^{*}福祉サービスの日中活動系サービス及び移動支援、日中一時支援などの利用者が増加しているものの、障がい^{*}者本人や家族の高齢化が進むとともに、その障がい^{*}の程度は重度化・重複化の傾向にあります。また、施策に対するニーズの多様化をはじめ、長期の施設入所者や精神科病院への入院患者が増加傾向にあることや、障がい^{*}者の雇用状況が依然として大変厳しい状況にあることなどが課題となっています。

障がい^{*}のある人が、地域社会で自立した日常生活や社会生活を送るためには、一人ひとりの障がい^{*}特性やライフステージに応じた課題を解決するための支援体制の整備と専門性の確保が必要です。今後は、施設入所者・入院患者の地域移行の促進や就労支援を図るとともに、国における制度改革に対応しながら、障がい^{*}の程度や個々のニーズに応じた更なる障がい^{*}者福祉施策の充実を目指していくことが求められています。

■障がい^{*}者数の推移

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がい [*] 者	1,579	1,664	1,680	1,585	1,502	1,471
知的障がい [*] 者	247	259	277	296	317	333
精神障がい [*] 者	108	124	137	152	177	181
合計	1,934	2,047	2,094	2,033	1,996	1,985

※各年3月31日現在 資料：社会福祉課

第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■就労移行支援／就労継続支援A型・B型*の利用者数（累計値） 障がい*者の就労意欲の向上や福祉的就労の場を提供するため、就労につながるサービスの利用者の増加を目指す。	49人	52人
■グループホーム*・ケアホーム*の利用者数（累計値） 福祉施設の入所者や精神病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの利用者の増加を目指す。	28人	37人

個別施策

1. 地域における障がい*者の就労支援《4601》

- ①障がい*者の自立と社会参加を促すため、就労意欲を高め生活の向上につながるよう、就労移行支援及び就労継続支援サービス等の利用を促進するとともに、職業訓練の場や福祉的就労の場の提供に努めます。
- ②ハローワーク、障がい*者就労・生活支援センター等の関係機関をはじめ、特別支援学校等の教育機関との連携を強化し、本人の希望に沿った適切な職業に就けるよう、積極的に支援します。また、雇用促進のための啓発活動や各種助成制度の周知を図り、企業における障がい*者の雇用環境の改善と就業機会の確保に努めます。

2. 生活支援の充実《4602》

- ①障がい*のある人が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、その障がい*の状態や生活の状態に応じ、医療、介護、生活支援など適切な支援が提供できる体制整備と福祉サービスの充実を図ります。
- ②障がい*のある人が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、居宅介護などの訪問系サービスをはじめ、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、施設入所者や入院患者の地域生活への移行を円滑に進めるため、グループホーム*やケアホーム*の充実に努めます。
- ③個々の障がい*の特性やニーズに合った地域生活を支援するため、コミュニケーション支援や移動支援、日常生活用具給付、日中一時支援などの地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④障がい*があっても生きがいのある生活が送れるよう、社会活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動など社会参加の場づくりを促進するとともに、誰もが障がい*に対する正しい知識や理解を得られるよう地域の交流や啓発活動を推進します。

3. 相談支援体制の充実と強化《4603》

- ①障がい*のある人やその家族が地域の中で自立した日常生活や社会生活を送れるよう、必要な情報の提供をはじめ、福祉サービスの利用支援やライフステージの課題に対応したケアマネジメントなど様々な相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、保健・医療・福祉等の関係機関のネットワーク構築など連携強化に努めます。
- ②障がい*のある人に対する権利利益の侵害をなくすため、虐待の防止や成年後見制度の周知・利用の促進など、権利擁護のための体制づくりを推進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

4. 助成制度の充実《4604》

- ①難病患者に対しては、難病患者福祉見舞金を支給し、難病患者とその家族への支援を行うとともに、制度の周知に努めます。
- ②身体障がい^{*}者手帳、精神保険福祉手帳など、交付申請に必要な医師の診断書の料金の助成など、障がい^{*}者の負担の軽減を図ります。



7 社会保障の充実

基本方針

市民が様々なライフステージにおいて安心して生活ができるよう、国民健康保険や介護保険、医療給付などの安定した運営と制度の適正化及び啓発を図り、社会保障の充実に努めます。また、国民年金については、年金制度について周知、啓発を行います。

現況と課題

農業者・自営業者などを中心とした国民健康保険制度は、無職者や低所得者が多いという制度の構造的問題を抱えているほか、医療技術の高度化、疾病構造の変化や多受診などを要因として、医療費は増加する傾向にあります。また、社会経済の低迷により保険税収入が伸び悩んでおり、国民健康保険財政は大幅な赤字体质になるなど、制度の総合的な改革が必要となっています。このため、国において持続可能で安定的な制度を構築するため、医療制度改革を進めていますが、今後は、制度改正などに適切に対応しながら、国民健康保険制度の周知などを図るとともに、国民健康保険財政の健全運営や、疾病予防事業の推進、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

介護を公的な社会保险で賄うことを目的に平成12年に導入された介護保険は、高齢者の生活安定を図る上で、とても重要な社会保障の一つです。現在、本市では、地域での支え合いの仕組みづくりなどを重点的に推進するとともに、居宅・施設サービスを提供するばかりでなく、介護予防重視型システムへの転換を図っているところです。今後、本市の要介護者の更なる増加が見込まれることから、地域支援事業や生活機能評価*と介護予防事業の取り組みを展開しつつ、介護サービスの適正な給付やサービスの質の向上、低所得者世帯への支援など、高齢者のニーズに適した介護保険事業の適正な運営を行っていく必要があります。

医療福祉費支給制度は、妊娠婦、小児（小学校3年生まで）、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がい*者を対象に医療費の負担軽減を図る施策であり、平成18年4月には、乳児、未就学児を対象に所得制限を廃止し、さらに平成22年10月には、小学校3年生まで所得制限の廃止年齢の引き上げを行っています。また、平成18年7月より公費負担番号を導入し、受給者の利便性向上、医療機関の請求事務の効率化、市窓口事務の効率化を図っています。一方、平成20年4月には、「老人保健制度」が廃止され、「後期高齢者医療制度」が創設されました。この制度は、茨城県のすべての市町村が加入し、「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者の医療保険制度を運営しております。

国民年金は、全国民を対象に老齢、障がい*、死亡に関して必要な給付を行うことを目的とした制度です。少子・高齢化が進む中、年金制度への不安などを原因として保険料の未納者が増加傾向にあることから、関係機関との連携を図り、年金制度の意義や役割について周知し、市民の理解を深める必要があります。

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■特定健康診査*の実施率（国民健康保険） 疾病の早期治療を実現し、市民が安心して健康的な生活を送れるよう、特定健診の実施率の向上を目指す。	34.6%	60%
■保健指導の実施率 疾病予防や早期治療を実現し、市民が安心して健康的な生活を送れるよう、保健指導の実施率の向上を目指す。	16%	60%

個別施策

1. 国民健康保険事業の安定運営《4701》

- ①国民健康保険制度の改正などがあった時点で適切に対応するとともに、制度への理解が深まるよう周知に努めます。
- ②他部署と連携し徴収体制の強化を図り、納税相談など納税者の実情に応じた対応により収納率の向上に努めるとともに、保険税の適正賦課に努めます。
- ③医療費支出の適正化に向けたレセプト点検*などの充実を図るとともに、多受診・重複受診世帯に対しては、他部署との連携による適切な保健指導を実施します。また、医療費通知や後発医薬品の使用推進など、医療費の適正化と抑制に努めます。

2. 特定健康診査*と疾病予防《4702》

- ①メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健康診査*を実施します。
- ②特定健康診査*に基づき、要保健指導対象者に対し、適切な保健指導に努めます。

3. 介護保険制度の適正な運用《4703》

- ①適正で効果的なサービスを要支援者・要介護者に提供するため、介護保険制度の周知に努めます。
- ②高齢者の寝たきりや認知症の「予防」に努めることにより、給付額の増加を抑制します。
- ③介護保険の財政の健全化を図り、本市の介護保険制度の適正な維持に努めます。
- ④安定した介護保険サービスの提供と、個々の要介護者に適したサービスを提供するため、各サービス提供事業所の指導などを行い、公正・円滑な運営に努めます。
- ⑤介護認定については、正確かつ公正な要介護認定調査を行います。

4. 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進《4704》

- ①医療福祉費支給制度受給者の福祉の向上を図るため、広報紙などを活用した制度の周知徹底や受給対象者の把握など、適正な運用に努めます。
- ②後期高齢者医療制度の周知と利用者の利便性の向上に努めます。

5. 国民年金制度の周知《4705》

- ①市民が安心して老後を過ごすことができるよう、市広報紙などにより国民年金制度全般の周知と啓発に努めます。